



21環審第22号

平成22年2月15日

福島県知事様

福島県環境審議会長



水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について（答申）

平成21年10月2日付け21環保第1195号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

日橋川等の8河川及び東山ダム貯水池の1湖沼について、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に基づき、下表のとおり水域類型等を指定することが適当である。

表 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
日橋川 (金川発電所放流水路合流点より下流)	河川生物B	直ちに達成	南大橋
湯川 (東山ダム貯水池を除く)	河川生物A	直ちに達成	滝見橋
	河川生物A	直ちに達成	新湯川橋
旧湯川	河川生物B	直ちに達成	粟ノ宮橋
宮川	河川生物A	直ちに達成	細工名橋
旧宮川	河川生物B	直ちに達成	丈助橋
田付川	河川生物A	直ちに達成	大橋
	河川生物A	直ちに達成	下川原橋
濁川(濁川橋までの上流)	河川生物A	直ちに達成	濁川橋
濁川(濁川橋より下流)	河川生物B	直ちに達成	山崎橋
東山ダム貯水池	湖沼生物A	直ちに達成	東山ダムサイト
谷田川	河川生物A	直ちに達成	谷田川橋

注) 水域類型の欄は、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表2の1(1)のアに掲げる類型を示す。